

(写)

社労連第 575 号
平成 28 年 8 月 30 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公 印 省 略)

社労士による障害年金への対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 28 年 4 月 11 日付社労連第 228 号にて示されている「不適切な情報発信に関する指導指針(以下「指導指針」という。)」に基づくご対応の中の一つとして既にお願ひ申し上げましたところですが、今般、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より別添の「障害年金における社労士の適正な業務に向けて」について対応の要請がございました。

つきましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、当該要請に基づいて、適正さ、公正さの疑われる情報発信や医師への働きかけが起きないよう貴会会員に周知を図っていただくとともに、上記に該当するような会員による行為が確認された場合は、指導等適切なお対応を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

(担当：業務部企画課)

平成28年8月8日
厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金における社会保険労務士の適正な業務に向けて

1 経緯・趣旨

先般の打合せにおいて、障害年金における社会保険労務士の業務の適正さが疑われる具体的な事例を厚生労働省において収集することとなっております。

具体的な事例について整理をいたしましたので、事例についての意見交換、今後の対応についてご相談させていただきたいと思っております。

あわせて、以下に掲げる事例等を踏まえ、適正さ、公正さの疑われる情報発信や医師への働きかけが起きないように、職業倫理上配慮すべき事項を整理の上、会員あてに周知いただくよう、ご対応をお願いいたします。

2 ホームページにおける情報発信の内容について

社会保険労務士が開設するホームページにおける情報発信の内容について、適正さが疑われる事案を整理しました。

類型	偏った表現の具体例	理由
制度や運用を不当に悪く表現し、社会保険労務士に依頼することを誘導する表現	障害年金の審査は性悪説	性悪説と偏って表現することにより、公的制度の中立性を歪めている。
	年金事務所の担当者は味方ではない	敵味方という対立図式で描くことにより、公的制度の中立性を歪めている。
	落とし穴	受給要件を落とし穴と偏って表現することにより、公的制度の信頼性を損ねている。
	病状病歴を詳細に書くことで揚げ足取りをされる	要件や認定基準に適合するかどうかの審査を「揚げ足取り」と悪く印象付けている。
	落とすための審査	要件や認定基準に適合するかどうかの審査を「落とすため」と悪く印象付けている。
	審査が厳しくなっている	要件や認定基準に適合するかどうかの審査を、「厳しくなっている」と不安や切迫感を煽るように印象付けている。
制度趣旨に照らしてなじまない表現	年金事務所に障害年金のことを聞かないでください	年金事務所に相談することを妨げている。
	成功・失敗	要件や認定基準に適合するかどうかを成功・失敗と表現するのはなじまない。
	損をした	要件や認定基準に適合するかどうかを損得で表現するのはなじまない。
	確実に受給する方法	要件や認定基準に適合するかどうかを「確実なものにする」のは不適切。

類型	偏った表現の具体例	理由
事実を恣意的に抜き出すこと	就労欄に記載しないことを勧める	診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を記載すべきものであり、有利不利で記載項目を選ぶものではない。
	2級レベルの診断書を書いてもらうには 2級レベルの病歴・就労状況等申立書を書くには	診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を適切に記載すべきものであり、支給要件に合うように記載内容を変えるものではない。
	「細かく書くべきところ」と「簡単に書くべきところ」のさじ加減	診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を適切に記載すべきものであり、有利不利で記載内容を変えるものではない。

3 社会保険労務士による医師への働きかけの内容について

社会保険労務士による医師への働きかけの内容について、社会保険労務士の業務に照らして適正さ、公正さが疑われる事案を整理しました。

適正な業務が疑われる事例	理由
社会保険労務士から主治医に向けた依頼文書において、診断書に記載された障害の程度よりも重く記載するよう求めた事例。	障害の程度は医師が判断するものであり、社会保険労務士がこの程度が相当として修正を求めるのは、公正さが疑われる。
社会保険労務士から主治医に向けた依頼文書において、初診日に関する保険者の判断を誘導するように診断書の修正（削除）を求めた事例。	診断書の内容について、障害年金の受給に有利になるよう、削除を求めており、公正さが疑われる。
社会保険労務士が主治医に面会し、単なる情報提供を超えて、事実上の交渉をしつこく求めた事例。	診断書の内容は医師の判断に拠るものであり、交渉するものではないため、適正さ、公正さが疑われる。